

兵庫県立大学高等教育推進機構規程

目次

- 第1章 総則(第1条～第4条の6)
- 第2章 全学教育推進会議(第5条～第12条)
- 第3章 教学マネジメント委員会(第12条の2)
- 第4章 教養教育推進会議(第12条の3～第12条の6)
- 第5章 運営委員会(第13条)
- 第6章 雑則(第14条・第15条)
- 附 則

第1章 総則

(目的)

第1条 兵庫県立大学高等教育推進機構(以下「機構」という。)は、兵庫県立大学(以下「大学」という。)の全学共通教育、教職課程教育等の教育方針に関する企画立案、実施並びに評価を行うほか、教育改革等に関する調査、研究及び企画、副専攻の設置、調整、認定等を行うことにより、大学教育(大学院教育を含む。以下同じ。)の質の向上を図ることを目的とする。

(業務)

第2条 機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学教育の推進のための全学的な取組に関すること。
- (2) 大学教育の改革及び教学マネジメントの推進に関すること。
- (3) 全学共通教育に係る教育課程に関すること。
- (4) 専門教育と全学共通教育の連携に関すること。
- (5) 遠隔授業の実施に関すること。
- (6) 教職課程教育に係る教育課程に関すること。
- (7) 副専攻の設置、調整、認定に関すること。
- (8) 高等教育に関する研究に関すること。
- (9) 関係機関との連携及び調整に関すること。
- (10) その他前条の目的を達成するために必要なこと。

(部)

第2条の2 機構に、次に掲げる部を置く。

- (1) 高等教育推進部
- (2) 高等教養教育部
- (3) 高等教育研究部

2 高等教育推進部は、高等教養教育部及び高等教育研究部の所掌する事項以外の機構の所掌事項について、企画立案及び調整を行う。

- 3 高等教養教育部は、全学共通教育に係る教育課程の編成及び実施に関し必要な事項について、企画立案及び調整を行う。
- 4 高等教育研究部は、本学における高等教育に関する研究を行う。

(学際リーダー教育センター)

第3条 第2条に係る事項のうち副専攻に関するものを一体的かつ効果的に実施するための組織として、高等教育推進部内に学際リーダー教育センターを置く。

- 2 学際リーダー教育センターに関する規程は、別に定める。

(教職教育センター)

第3条の2 第2条に係る事項のうち、教職課程教育に関するものを一体的かつ効果的に実施するための組織として、高等教育推進部内に教職教育センターを置く。

- 2 教職教育センターに関する規程は、別に定める。

(教学マネジメントセンター)

第3条の3 第2条に係る事項のうち、教学マネジメントの推進に関するものを一体的かつ効果的に実施するための組織として、高等教育推進部内に教学マネジメントセンターを置く。

- 2 教学マネジメントセンターに関する規程は、別に定める。

(高等教育研究センター)

第3条の4 第2条に係る事項のうち、高等教育に関する研究を一体的かつ効果的に実施するための組織として、高等教育研究部内に高等教育研究センターを置く。

- 2 高等教育研究センターに関する規程は、別に定める。

(職制)

第4条 機構に、次に掲げる職を置く。

- (1) 機構長
 - (2) 副機構長
 - (3) 高等教育推進部長
 - (4) 高等教養教育部長
 - (5) 高等教育研究部長
 - (6) 学際リーダー教育センター長
 - (7) 教職教育センター長
 - (8) 教学マネジメントセンター長
 - (9) 高等教育研究センター長
 - (10) 高等教養教育部副部長
- 2 前項に掲げるもののほか、別に定めるところにより、前4条に規定するセンターに必要な職を置くことができる。

(機構長)

第4条の2 機構長は、学長の申出に基づき、理事長が任命する。

2 学長は、副学長の中から機構長を指名し、前項の申出を行う。

3 機構長は、機構の業務を総括する。

(副機構長)

第4条の3 副機構長は、機構長の指名に基づく学長の申出に基づき、理事長が任命する。

2 副機構長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合は、前任者の残任期間とする。

3 副機構長は、機構長の職務を補佐し機構長が指示する機構の重要な業務を掌理する。

(部長等)

第4条の4 高等教育推進部長は、機構長をもって充てる。

2 高等教育推進部長は、高等教育推進部の業務を掌理する。

3 高等教養教育部長及び高等教育研究部長は、副機構長をもって充てる。

4 高等教養教育部副部長は、機構長の指名に基づく学長の申出に基づき、理事長が任命する。

5 高等教養教育部副部長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合は、前任者の残任期間とする。

6 高等教養教育部長は、高等教養教育部の業務を掌理する。

7 高等教養教育部副部長は、高等教養教育部長の職務を補佐するとともに、東地区（国際商経学部、社会情報科学部及び看護学部）又は西地区（工学部、理学部及び環境人間学部）いずれかの地区を担当する。

8 高等教育研究部長は、高等教育研究部の業務を掌理する。

(センター長)

第4条の5 学際リーダー教育センター長及び教学マネジメントセンター長は、機構長をもって充てる。

2 学際リーダー教育センター長は、副専攻に関する業務を掌理する。

3 教職教育センター長は、機構長の指名に基づく学長の申出に基づき、理事長が任命する。

4 教職教育センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合は、前任者の残任期間とする。

5 教職教育センター長は、大学の教職課程教育に関する業務を掌理する。

6 教学マネジメントセンター長は、大学の教学マネジメントの推進に関する業務を掌理する。

7 高等教育研究センター長は、高等教育研究部長をもって充てる。

8 高等教育研究センター長は、本学における高等教育に関する研究に関する業務を

掌理する。

(機構長補佐等)

第4条の6 機構長は、機構長の特命事務を処理するため、機構長補佐を置くことができるものとする。

- 2 機構長補佐の任期は、別に定める。
- 3 第4条に掲げる職のほか、機構に常勤又は非常勤の教員等を置くことができる。

第2章 全学教育推進会議

(全学教育推進会議)

第5条 高等教育推進部の業務に係る重要な事項（教学マネジメントに関するものを除く。）について、審議・調整するため、全学教育推進会議を置く。

(審議事項)

第6条 全学教育推進会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程の改革の企画、実施及び評価に関すること。
- (2) 教育改革の企画、実施及び評価に関すること。
- (3) 教職課程教育に係る重要な事項。
- (4) 副専攻に係る重要な事項。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、高等教育推進部の業務に係る重要な事項。

(組織)

第7条 全学教育推進会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 学部及び研究科の教務委員会等部局の教務を担当する組織を代表する教員
- (4) 教職教育センター長
- (5) 事務局長
- (6) 事務局教育企画部長
- (7) その他機構長が必要と認めた者

(任期)

第8条 前条第3号に掲げる委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第9条 全学教育推進会議に議長を置く。

- 2 議長は、機構長をもって充てる。
- 3 議長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長の指名する委

員が、その職務を代理する。

(会議)

第 10 条 全学教育推進会議は、議長が招集する。

- 2 全学教育推進会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 全学教育推進会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、事故その他やむを得ない理由により全学教育推進会議に出席できないときは、あらかじめ議長の承認を得て、代理人を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第 11 条 議長が必要と認めた場合は、全学教育推進会議の同意を得て、委員以外の者を全学教育推進会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(部会)

第 12 条 全学教育の企画・検討・調整のため、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 前項の部会は議長が設置することとし、設置した部会の運営に関する事項は、別に定める。

第 3 章 教学マネジメント委員会

(教学マネジメント委員会)

第 12 条の 2 高等教育推進部の業務に係る重要な事項のうち教学マネジメントに関することについて、審議・調整するため、教学マネジメント委員会を置く。

- 2 教学マネジメント委員会の運営に関する事項は、別に定める。

第 4 章 教養教育推進会議

(教養教育推進会議)

第 12 条の 3 高等教養教育部の業務に係る重要な事項について、審議・調整するため、教養教育推進会議を置く。

(審議事項)

第 12 条の 4 教養教育推進会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 全学共通教育に係る教育課程の編成及び実施に関すること。(担当教員(非常勤講師を含む。)の選定及び委嘱に関すること、時間割に係る基本的な方針の作成、学部間調整、教職課程教育及び副専攻との調整、遠隔授業の実施に関することを含む。)
- (2) 前号に掲げるもののほか、高等教養教育部の業務に係る重要な事項。

(組織)

第12条の5 教養教育推進会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 高等教養教育部長
- (2) 高等教養教育部副部長
- (3) 教職教育センター長
- (4) 事務局教育企画部長
- (5) その他高等教養教育部長が必要と認めた者

(準用)

第12条の6 第9条から第12条までの規定は、教養教育推進会議について準用する。この場合において、第9条第2項中「機構長」とあるのは「高等教養教育部長」と、第12条第1項中「全学教育」とあるのは「全学共通教育」と読み替えるものとする。

第5章 運営委員会

(運営委員会)

第13条 機構の円滑な運営を行うため、兵庫県立大学教授会規程（平成25年兵庫県立大学規程第78号）第2条第2項に規定する委員会として、高等教育推進機構運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関する規程は、別に定める。

第6章 雑則

(庶務)

第14条 機構の庶務は、事務局教育企画部大学教育改革室教育改革課が行う。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、機構の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日改正）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年7月1日改正）

1 この規程は、平成29年7月1日から施行する。

2 平成29年7月1日に任命される副機構長の任期は、第4条第9項の規定にかかわ

らず、平成 31 年 3 月 31 日までとする。ただし再任を妨げない。

3 平成 29 年 7 月 1 日に任命される委員の任期は、第 8 条の規定にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日までとする。ただし再任を妨げない。

附 則（平成 31 年 3 月 1 日改正）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 23 日改正）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月 19 日改正）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月 19 日改正）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 7 月 26 日改正）

この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 3 日改正）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する

附 則（令和 6 年 3 月 27 日改正）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。